

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	1 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。 2 ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 3 ごみ収集業務については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後2年を目途に不均衡が生じないよう、新町において調整する。 4 指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。 5 生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。		<b>【調整方針確認日】</b>  平成15年12月15日

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
廃棄物処理計画	<b>【一般廃棄物処理計画】</b> ・基本計画：平成6年12月策定 ・実施計画：毎年3月末策定 ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画  <b>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</b> ・缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。 ・平成14年6月策定、平成9年度から実施	<b>【一般廃棄物処理計画】</b> ・基本計画：平成7年4月策定 ・実施計画：毎年3月末策定 ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画 ・4月1日から翌年3月31日を計画期間  <b>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</b> ・缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。 ・平成11年6月策定、平成12年度から実施	<b>【一般廃棄物処理計画】</b> ・基本計画：未策定 ・実施計画：毎年3月末策定 ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画 ・4月1日から翌年3月31日を計画期間  <b>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</b> ・缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。 ・平成14年6月策定、平成9年度から実施	・一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。
ごみ処理施設の状況	<b>【概要】</b> ・一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理 (施設の概要) 1 資源ごみ保管倉庫 2 最終処分場 町が運営・維持・管理を行っている。  <b>【最終処分場】</b> ・伊方町九町字アラカヤ2番耕地212番地2	<b>【概要】</b> ・一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理 (施設の概要) 1 焼却施設 (平成14年12月から廃止) 2 リサイクル施設 3 一時保管施設 町が運営・維持・管理を行っている。  <b>【最終処分場】</b> なし	<b>【概要】</b> ・一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理 (施設の概要) 1 焼却施設 (平成14年12月から廃止) 2 リサイクル施設 3 最終処分場 町が運営・維持・管理を行っている。  <b>【最終処分場】</b> ・三崎町松3646番地	・ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
ごみ収集業務の状況	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 2,558世帯 6,746人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週3~5回</li> <li>不燃ごみ 月1回</li> <li>資源ごみ 月1回</li> <li>資源ごみの内紙 月1回</li> <li>乾電池・蛍光管 年3回</li> </ul> <p>【収集体制】 委託方式</p> <p>【収集方式】 ステーション方式</p> <p>70ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃、不燃、資源各ごみ</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車)</li> <li>・資源・不燃ごみ 2tダンプ1台、パッカー車1台</li> <li>・収集人員 可燃 3名、不燃 2名</li> </ul>	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 1,128世帯 2,648人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 隔月1回 (奇数月...金物・ガラス・乾電池・蛍光管等)</li> <li>資源ごみ 隔月1回 (偶数月...新聞・雑誌・故紙・古布)</li> </ul> <p>【収集体制】 直営方式(粗大ごみ等は委託)</p> <p>【収集方式】 ステーション方式(一部個別)</p> <p>58ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃2ブロック、資源4ブロック</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車)</li> <li>・資源・不燃ごみ 3tダンプ</li> <li>・収集人員 各車両 2名</li> </ul>	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 1,696世帯 4,449人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週3回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月1回</li> <li>資源ごみ 月2回 (新聞・雑誌・段ボール等)</li> </ul> <p>【収集体制】 委託方式</p> <p>【収集方式】 ステーション方式</p> <p>80ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃、不燃、資源各ごみ</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車:4t・2t各1台)</li> <li>・資源・不燃ごみ 2tダンプ1台</li> <li>・収集人員 各車両 2名</li> </ul>	<p>・ごみ収集業務については現行のまま新町に引き継ぎ合併後2年を目途に、不均衡が生じないよう新町において調整する。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
町指定ごみ袋販売業務	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年4月1日より取扱い</li> <li>可燃用 3種類</li> </ul> <p>販売方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約し、町内の店舗で販売</li> </ul> <p>小売価格：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大袋 1枚 10円</li> <li>中袋 1枚 7円</li> <li>小袋 1枚 5円</li> </ul>	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年4月1日より取扱い</li> <li>可燃用 3種類</li> <li>缶 2種類</li> <li>ピン 2種類</li> <li>ペットボトル・発泡スチロール・埋立 各1種類</li> </ul> <p>販売方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町が製造発注し、町内の指定店舗で販売</li> </ul> <p>小売価格：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃大 12円</li> <li>可燃中 10円</li> <li>可燃小 8円</li> <li>ほか、種類毎に設定</li> </ul>	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋はなし。</li> </ul> <p>ごみ袋 ... 透明もしくは半透明の市販のもので対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。</li> </ul>
生ごみ処理機等購入費補助	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>キッチンリサイクラー</li> <li>E Mサポート</li> <li>生ごみ処理容器</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト 3,000円</li> <li>キッチンリサイクラー 1,850円</li> <li>E Mサポート 1,250円</li> <li>生ごみ処理容器 定価の3分の1 上限30,000円</li> </ul>	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>電動式生ごみ処理機</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・町で現物を購入しておいている。</li> <li>・5,500円のうち2,800円を助成</li> </ul> </li> <li>電動式生ごみ処理機 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2で20,000円を上限</li> </ul> </li> </ul>	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>電動式生ごみ処理機</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト <ul style="list-style-type: none"> <li>購入価格の1/2 補助限度額 3,000円</li> </ul> </li> <li>電動式生ごみ処理機 <ul style="list-style-type: none"> <li>購入価格の1/3 補助限度額20,000円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。</li> </ul>